

令和4年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年10月24日（月）第10回 鹿沼市情報センター3階会議室において開催した。

出席委員

2番 豊田道有	3番 田島正男	4番 竹澤靖
5番 星野哲朗	7番 荻原俊彦	8番 吉高神勇
9番 廣田和世	10番 奈良茂男	11番 江俣伸一
12番 奈良部繁雄	13番 安生芳子	14番 鈴木克男
15番 神山卓也	16番 廣瀬博	17番 大森用子
18番 青木正好		

(16名)

欠席委員

1番 塩入佳子 6番 川田武雄

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋本寿夫	農地調整係長 宇賀神崇
	主査 田野井要一	主事 渡邊恵梨子

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午後3時00分、令和4年第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

3番 田島正男 委員、9番 廣田和世 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明い

たします。今回は売買3件、贈与1件、合計4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番の板荷の件ですが、板荷の●●さんから息子の●●さんへの贈与になります。●●さんは現在宇都宮に住んでおりますが、休みの度に自宅に戻って農業を続けております。何ら問題はありませので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎荻原俊彦委員 2番、下大久保の件ですが、西茂呂の●●さんから宇都宮市鶴田町の●●さんへの売買です。●●さんは新規就農ということで、10月4日に橋本局長、渡邊主事、地元推進委員の加藤さんと私の4人で面接をし聞き取り調査を行いました。●●さんは近く結婚をされるそうで大芦川沿いの自然豊かな環境で生活したいという希望もあり、鹿沼市のホームページで農地付き空き家を見つけました。この場所は日当たりの良い場所で、初めは家庭菜園で野菜を作り、またキウイや柿、ブルーベリーなどの果樹も植えたいと言っていました。出ていく人が多いこの地域に若い人が来てくれるのは地元としても望ましいことと加藤推進委員も話しておりました。事務局の説明の通り問題ないと思われまので、ご承認をよろしく申し上げます。

◎奈良茂男委員 3番、佐目町の件をご説明いたします。下南摩町の農業、●●さん所有の土地2筆を、佐目町の農業、●●さんへの売買です。●●さんと●●さんは親戚関係にあり、●●さんの両親が亡くなった後、●●さんが病床のため農業は無理とのことで、今までも●●さんが変わって耕作しているような状態でした。これを機に農地を譲り受けて農業をするということですので、問題はありませのでご承認をよろしく申し上げます。

◎鈴木克男委員 4番、亀和田町の件は、亀和田町の●●さんから栃木市の●●さんへの売買です。この農地は、これまで●●さんが●●さんと賃借権設定して借りていたのですが、今回●●さんが売ってもいいということになりましたので売買が成立しました。問題はありませので、ご承認のほど宜しくお願い致します。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「買受適格証明について（3条取得）」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第2号、3条取得のための買受適格証明についてご説明いたします。買受適格証明は、農地の競売・公売に参加するための証明になります。今回は、3条取得のための競売について4件の買受適格証明願が提出されました。許可ができるかどうか事前に審議し、競売において最高価買受人となった場合は、改めて審議することなく許可することになります。別添の買受適格証明願（3条取得）に関わる農地法第3条調査書に記載しましたとおり、許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員からの意見を求めた。

◎青木 正好委員 議案第2号の買受適格証明についてご説明いたします。場所については清州第2小学校から南に200mくらいの土地でありまして、農道を挟んで1番と2番の2筆の土地がありまして、農道の横に3番と4番の4,103㎡の農地があります。そこが競売に出ましたので買受したいということで、2名の方が適格証明の取得申請が出ています。まず石橋町の●●さんですが、お母さんが樺山町で農業を営んでおりまして、●●さんは石橋町に住んでいますが樺山町のお母さんの所へ行って農業のお手伝いといいますが、●●さんが主でやっています。お母さんは78歳になるということです。調書の耕作面積が38aと49aとありますが、これはお母さん名義の土地であり、●●さんはまだ農地を持っておりません。北半田の農地を買受して農業をやっていききたいとのこと。今はお母さんと家は別ですが、一緒に農業をやっておりますので何の問題も無いと思います。4番の宇都宮の●●さんですが、下野市に農地を持っていたのですが工業団地になってしまっ農地をすべて手放してしまいました。代替農地は自分で探してと言われたらしく、なかなか見つからなかったようです。鹿沼市とは、貝島町辺りに土地を所有しているらしく、鹿沼市と縁が全然無いという訳ではないようです。調書の畑16aは益子町にある農地だそうです。買受して農業を行いたいので競売に参加するということです。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎吉高神 勇委員 参考までに、樺山のお母さんはどの辺の方か分かりますか。

◎青木 正好委員 樺山の●●番地です。1人で住んでいます。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、他に質問がないため承認について諮り、1番から4番までについて証明書を交付することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と南と北を畑、西を畑と道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の変転部に位置する第1種農地その他の農地に区分されます。2番、加園における●●さん申請の一般住宅への転用については、鹿沼市道を挟んで東と西に分かれた土地ですが、東と西を宅地、南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。3番、上奈良部町における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を道路、西と南を畑、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。4番、上石川における●●さん申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を宅地と道路、西を畑と宅地、南を宅地と畑と道路、北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものがあります。5番、池ノ森における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用については、東と南を畑、西と北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。6番、深津における、●●申請の農業用施設・農業用倉庫への転用については、南東を道路、西と北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、農業用施設等地域の農業の振興に供する施設に該当します。7番、南上野町における●●申請の園芸用土採取の為の一時転用については、東と北を畑、西と南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものがあります。8番、亀和田町における●●さん申請の農業用施設・資材庫・青果物貯蔵施設・選果包装施設及び付帯する駐車場・便所への転用については、東を道路、西を水路、北と南を畑に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、農業振興地域計画の用途区分変更を行い農業用施設として利用されるものがあります。なお本件は、許可前に同目的に利用されていたことから始末書付きとなっております。9番、中粕尾における●●申請の駐車場への転用については、東と北を田、西と南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。以上、5条転用9件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣田和世委員） 10月19日に私と塩入委員、橋本事務局長、田野井主査の4人で現地調査を行いました。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、現地調査報告結果を報告します。1番、板荷の件は、市立板荷小学校から南へ約1kmの所で、地上権設定による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題は無いと見てまい

りました。2番、加園の件は、加蘇コミセンから東へ約1kmの所で、売買による一般住宅への転用です。周りの状況から問題は無いと見てまいりました。3番、上奈良部町の件は、鹿沼市公設市場から南へ約900mの所で使用貸借権設定の一般住宅への転用です。これも周りの状況から問題は無いと見てまいりました。4番、上石川の件は、市立石川小学校から南東へ約900mの所で賃借権設定の園芸用土採取の一時転用です。草が伸びて荒れていましたが、周囲の状況から問題は無いと見てまいりました。5番、池ノ森の件は、市立池ノ森小学校から南へ約700mの所で使用貸借権設定で一般住宅への転用です。娘さん夫婦が自宅の前に家を建てるということで、周りの状況から問題は無いと見てまいりました。6番、深津の件は、●●さんから、●●への使用貸借権設定で、にら集荷・保冷庫を建てるということです。会社は●●と、にら農家2名の合同会社です。問題ありません。7番、南上野町の件は、武子の●●さんから●●への賃借権設定による園芸用土採取の一時転用です。これも問題は無いと見てまいりました。8番は、亀和田町の●●さんから●●さんへの賃借権設定です。以前から観光いちご園を営営していますが、許可前から使用されていたことから始末書付きであります。9番、中粕尾の件は、●●さんから●●へ売買によるものです。駐車場で転用するものです。運送トラックの駐車用スペース等を確保するというので、周囲の状況から問題はあります。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 板荷の件は、地上権設定による太陽光発電設備への転用です。この農地はけっこう猪ブタが入ってくるため、作っているけども荒れてしまっているという話でございました。●●さん自身も高齢になっていて手が回らないので、太陽光発電への転用をお願いしたいとのことでした。話を聞いて何ら問題ないと見てまいりましたので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎荻原俊彦委員 2番の加園の件ですが、西茂呂の●●さんから●●さんへの売買による一般住宅のための転用です。●●さんはアパート住まいをしておりますが住宅を建てたいということで探していたところ、この土地を見つけたということです。事務局の説明と現地調査委員の報告とおりで問題無いと思われまますのでご承認よろしくお願ひいたします。

◎吉高神 勇委員 3番の上奈良部町の件ですが、●●さんから●●さん、これは親子関係になります。使用貸借権設定による一般住宅への転用ということになります。この案件については、3月16日の総会で農振除外について議決を得たものでございます。事務局と現地調査員の説明のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

◎江俣伸一委員 4番、上石川の件は、上石川の●●さんから宇都宮市駒生町の●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願ひいたします。5番、池ノ森の件は、池ノ森の●●さんから●●さ

ん、●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅敷地のための転用です。●●さんは尚己さんの娘さんです。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承を願います。

◎安生芳子委員 6番の深津の件は、深津の農業、●●さんから、息子さんが運営する農産物販売の●●への使用貸借権設定による農業用施設用地・農業用倉庫への一般転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認を願います。

◎鈴木克男委員 7番、南上野町の件は、武子の●●さんから、武子の園芸用土採取販売業の●●への貸借権設定による園芸用土採取の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認を願います。8番、亀和田の件は、亀和田町の●●さんから壬生町の●●さんへの貸借権設定による農業用施設へのための転用です。現地調査員のとおり、すでに建物とかトイレとか現地にありますので、始末書付きでご承認を願います。

◎廣瀬 博委員 9番、中粕尾の件ですが、場所は粕尾コミセンから県道15号線を1キロほど先へ進んだ所です。所有者が●●さんの田で、これをすぐ隣の●●が運送業をしておりますがダンプが30台ほどあるのですが、そこを駐車場にしたいということです。現在は30台のダンプを家の周りに置けないのであちこちに駐車場を借りて駐車していますが、これが出来れば1か所にまとめたいと考えています。先ほど現地調査員の報告にありました通り、周りの状況を見ても特別な問題はないと思いますので、ご承認を頂きますようよろしく願います。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 農議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年10月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規の利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が1件、1筆、8,116.41㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議を願います。

◎議長は、1番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後3時45分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年10月24日

議 長

署名委員

署名委員
